令和5年度 介護保険サービス事業者等集団指導

施設系サービスの留意事項

兵庫<mark>県高</mark>齢<mark>政策</mark>課 介護基盤整備班(高年施設担当)



目 次

1	令和6年度報酬改定による基準(義務付け等)について	3
1	事故発生時の対応について	6
2	感染症対策について	10
3	非常災害対策について	12
4	高齢者虐待防止の推進について	19
5	介護保険施設における入所者から支払いを受けることができる利用 ~「日常生活に要する費用」の取扱いについて~]料 •••••23
6	令和5年度末で経過措置を終了する介護報酬の改定事項について	28
7	監査指導事項の主なものについて	29

令和6年度報酬改定による基準(義務付け等)について(抜粋)①

1. (3) ⑲ 協力医療機関との連携体制の構築

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を 行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を 構築するために、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 以下の要件を満たす協力医療機関(③については病院に限る。)を定めることを義務付ける(複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。)。その際、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討する。
 - ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
 - イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。
 - ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

1. (3) ② 介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

○ 介護老人福祉施設等における入所者への医療提供体制を確保する観点から、介護老人福祉施設等があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとする。また、1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならないこととする。【省令改正】

令和6年度報酬改定による基準(義務付け等)について(抜粋)②

1. (4) ⑧ 介護医療院における看取りへの対応の充実

概要

【介護医療院】

○ 本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を更に充実させる観点から、介護医療院の基本報酬の算定要件及び施設サービス計画の作成において、本人の意思を尊重した上で、原則入所者全員に対して「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った取組を行うことを求めることとする。 【告示改正】【通知改正】

1. (5) ③ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

概要

【特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 施設系サービス及び居住系サービスについて、利用者及び入所者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染者の診療等を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。
- また、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の 対応について協議を行うことを義務づける。【省令改正】

令和6年度報酬改定による基準(義務付け等)について(抜粋)③

2. (1) 18 介護保険施設における口腔衛生管理の強化

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設において、事業所の職員による適切な口腔管理等の実施と、歯科専門職による適切な口腔管理につなげる観点から、事業者に利用者の入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価の実施を義務付ける。【通知改正】
 - 2. (2) ③ ユニットケア施設管理者研修の努力義務化

概要

【短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。【省令改正】
- 3.(2)② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

○ 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、 事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する ための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

事故発生時の対応について

<特別養護老人ホームの場合> 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第35条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故 発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該 事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備 すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができる</u>ものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

介護事業者及び市町等における事故等発生時の報告フローチャート



【報告】

- ①電話・ FAX
- ②事故報告書
- (1)サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
- (2)食中毒及び感染症等の発生
- (3)職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生
- (4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

【重大製品事故報告義務】

- 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大なもの
 - ①死亡事故
 - ②重傷病事故(治療に要する期間が30 日以上の負傷・疾病)
 - ③後遺障害事故
 - ④一酸化炭素中毒事故

消費生活用品が滅失し、又はき損した事故で あって、一般消費者の生命又は身体に対する重 大な危害が生ずる恐れがあるもの

①火災(消防が確認したもの)

被保険者の属する保険者(市町)

- 1 状況把握
- 2 必要な対応
 - (1)事業所の事故等に対する対応の確認等
 - (2)県・国保連等における対応が必要と判断された場合の連絡調整
 - (3)県民局等への報告

県民局・県民センター (健康福祉事務所)

- ①事故等事例として事業所指導、 注意喚起の通知へ活用
- ②他県民局等、管内他市町へ情報提供

事業所・施設が所在する保険者(市町)

県民局・県民センター (健康福祉事務所)

本庁へ報告

- ①利用者の死亡又は重症病事故
- ②虐待事案として市町と県民局等が共同して事実確認にあたったもの
- ③重大製品事故

県高齢政策課

有料老人ホームにおける事故発生時の対応について

兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(抜粋)

- 第11章 苦情解決並びに事故発生の防止及び発生時の対応
- 3 事故発生時の対応
- (1)必要な措置 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者 の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること
- (2)記録の整備 前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること
- (3)事故報告(サ高住を除く) 県が定めた「介護サービス事業者及び市町等における事故等発生時の報告取扱 要領(標準例)」を踏まえて各市町において策定した事故報告に係る規程等に準じて、 県民局長へ報告すること
- (4)賠償責任

設置者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとすること

<事故報告書の提出について>

	有料老人7	ホーム	サービス付き高齢者 向け住宅	
	特定施設入居者 生活介護	左記以外	特定施設入居者 生活介護	左記以外
介護保険事業者 事故等報告書	・所在市町 →健康福祉事務所・利用者の保険者	所在市町 →健康福祉 事務所	・所在市町 →健康福祉事務所・利用者の保険者	(不要)
サービス付き 高齢者向け住宅 事故報告書	(不要)	(不要)	県住宅政策課 (※)	県住宅政策課

[※] サービス付き高齢者向け住宅事故報告書に代えて、市町に提出した介護保険事業者事故等 報告書の写しの提出でも可

感染症対策について

< 特別養護老人ホームの場合> 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)

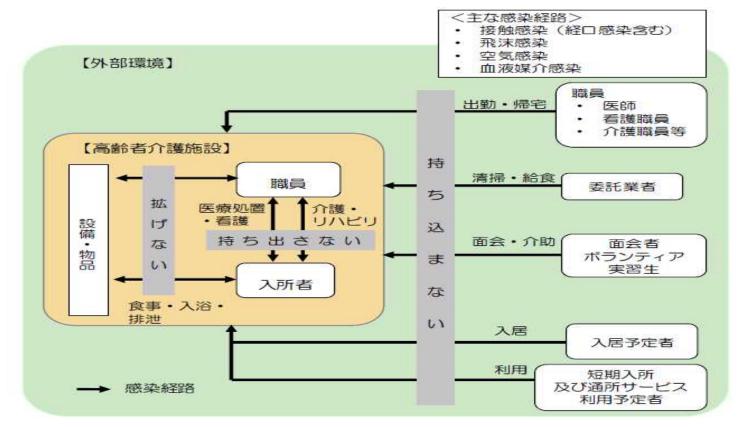
(衛生管理等)

第27条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、 医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる ものとする。)をおおむね三月に一回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん 延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症<u>又は</u>食中毒の 発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

高齢者介護施設における感染対策

有料老人ホーム等については、感染対策に関する規定は特に設けられていないが、 感染症の予防やまん延の防止及び発生時の対応については、厚生労働省がとりまと めた「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」に従って取り組むのが望ましい。



【高齢者介護施設における感染対策マニュアル掲載場所(厚生労働省HP)】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/index_00003.html

【介護サービス事業所・施設向け新型コロナウイルス感染対策関連情報(兵庫県HP)】 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html

非常災害対策について

(非常災害対策)

第26条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

は会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について(令和3年6月25日老高 ■発0625第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長他通知)(抜粋)

- 1(5)避難の実効性を確保するための留意点について
- (1) 水害や土砂災害など、施設が有する災害リスクの適切な把握
- ■(2)災害リスクに適切に対応した避難先の選定と複数の避難先の確保
- (3) 個々の施設状況を考慮した避難開始のタイミングの設定
- (4) 利用者の円滑な避難に資する避難支援体制の確保
- ■(5)訓練実施と訓練で得られる教訓の避難確保計画への反映
 - (6) 非常災害対策計画と避難確保計画の一体化による事務負担軽減
- (7) 職員及び利用者家族等への災害リスク及び避難確保計画の周知
- Ⅰ(8) 市町村との情報連絡体制の確立

【要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html

12

社会福祉施設の避難確保計画チェックリスト

(別紙1)

社会福祉施設の避難確保計画 (非常災害対策計画を含む) チェックリスト

	施設 チェック担当者名	市町村 チェック担当者名
--	-----------------------	------------------------

施設名	
市町村名	

施設が有する災害リスク等の確認		施設	
災害リスクの 確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	□ 位置する□ 位置していない	□ 位置する □ 位置していない
	土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒 区域内に位置するか	□ 位置する □ 位置していない	□ 位置する □ 位置していない
市町村地域防災	受計画に当該施設が定められているか	□ 定められている□ 定められていない	□ 定めている □ 定めていない

計画項目	チェック項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
(水防法施	体制、情報収集及び伝達 「規則 16 条一)洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項		
1	. 気象情報や河川情報、土砂災害に関する情報、避難情報の 収集・伝達方法等を適切に定めているか	口 対応済 口 要改善	口 適切口 要改善
ī	着眼点】	Y	
	□ 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか。		
1] 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか		
	プ避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミング(避難開始時や避難完了時等)を定めているか		
	』他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡 先や連絡するタイミングを定めているか		

2.	避難を開始するタイミングを適切に定めているか	口 対応済 口 要改善	口 適切
【善	眼点】		50,000,000
200	「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された場合に避難を開始する		
	ことにしているか(避難完了までの時間を確保した上で、利用者の身		
	体的な負担等を考慮し、利用者の身体状態に応じて避難開始の夕		
	イミングを分ける場合はある)		
П	「警戒レベル3高齢者等避難」の発令を受けてから避難を開始しても		
-	間に合わないなど、利用者全員が避難を完了するまでに多くの時間		
	を要する施設については、それよりも早いタイミングで避難を開始す		
	ることにしているか		
	「警戒レベル3高齢者等避難」の発令の目安となる氾濫警戒情報及		
	び大雨警報(土砂災害)も避難開始の判断指標にしているか		
	利用者全員が避難するのに要する時間を計画に記載しているか		
3.	利用者の避難支援のための体制確立は適切であるか	口 対応済	口 適切
r#	眼点】	- A	L 242
	避難行動について指揮する者を定めているか		
	大雨や暴風により交通途絶が生じることで職員の参集が困難になる		
	ことも想定し、特に夜間や休日に災害が切迫する可能性がある場合		
	には、明るいうちに体制を確立するなど、早めに避難支援要員を確		
	保する体制にしているか		
П	通所型の施設については、台風の襲来など、「警戒レベル3高齢者		
	等避難」の発令が事前に予想される場合には、臨時に閉所するなど		
	の措置を定めているか		
П	消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者、利用者の家族を避		
	難支援協力者として組み込んでいる場合には、その要請のタイミン		
	グや連絡先を定めているか		
惟 σ.	誘導		
i 行力	規則 16 条二)洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行		
0 2 .	二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する		
1.	安全が確保できる避難先を適切に選定しているか	口 対応済	口 適切
【着	眼点】		70.00
	選定した避難先(指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、他の社		
	会福祉施設、屋内安全確保(垂直避難)の場所)は、想定される災		
	害に対して安全な場所であるか(家屋倒壊等氾濫想定区域や土		
	砂災害警戒区域内に含まれていないこと、避難先の床高が浸水しな		
	い高さにあり食糧の確保など浸水継続時間に応じた避難に対応でき		
	ること等)		
	選定した避難先において利用者のケア等の対応が可能であるなど、		
	避難の宝効性が確保されているか		

2

社会福祉施設の避難確保計画チェックリスト

□ アルカを終び出てている 物質 の物理をよるです。マルフル		
□ 不測の事態が生じることも想定し、複数の避難先を選定しているか、	(a)	
また、少しでも安全な場所に移動する「緊急安全確保」の方法を定めているか		
6) CV 1571		
2. 安全が確保できる避難ルートや避難方法を定めているか	口 対応済	口 適切
【着眼点】	口 要改善	口要改
□ 施設から避難先までの移動経路の災害リスクや、交通途絶等の可能		
性も考慮して、安全で確実な避難ルートが選定されているか		
□ 施設外の避難先に移動するために必要な車両の台数や手配方法	E	
などを定めているか		
3. 避難支援に必要な要員を適切に確保しているか	口対応済	口適切
【着眼点】	口 要改善	口要改
□ 避難に要する時間を考慮した上で、避難支援要員の人数が確保される。		
れているか		
□ 必要に応じて、消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利	I.	
用者の家族など、避難支援協力者を定めているか	~	
生の確保を図るための施設の整備 規則16条三)洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法 12三)土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備にB	38	
規則 16 条三)洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法が	口 対応済	口適切口要改
規則 16条三)洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土移災害防止法 2 三)土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備にB		100000000000000000000000000000000000000
規則16条三)洗水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項。(土参災害防止法 2三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に 1. 必要な情報機器等を確保しているか	口 対応済口 要改善	
規則16条三) 法水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項(土参災害防止法 12三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に 1. 必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 ローインターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器ペ 設備が確保されているか	口 対応済口 要改善	
規則16条三) 法水時の衰弱の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土券災害防止法 12三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に即 1. 必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 ローインターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や 設備が確保されているか 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を	口 対応済口 要改善	口 遊切口 要改
規則16条三) 法水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項(土参災害防止法 12三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に 1. 必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 ローインターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器ペ 設備が確保されているか	□対応済□要改善	口 要改
規則16条三) 法水時の衰弱の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土券災害防止法 12三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に即 1. 必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 ローインターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や 設備が確保されているか 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を	口 対応済口 要改善	100000000000000000000000000000000000000
規則16条三) 法水時の衰襲の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土券災害防止法) 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に即 1. 必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 「インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や設備が確保されているか 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか	□ 対応済□ 要改善	口要改口適切
規則16条三) 法水時の衰襲の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土券災害防止法) 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に即 1. 必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 「インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や設備が確保されているか 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか 2. 避難に必要な設備を確保しているか 【着眼点】 「利用者の避難支援にあたって、利用者のADL(歩けるかどうかなど)	□ 対応済 □ 要改善	口要改口適切
規則16条三) 法水時の衰弱の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土券災害防止法) 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に即 1. 必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 「インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器ペ設備が確保されているか 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか 2. 避難に必要な設備を確保しているか 【着眼点】 「利用者の避難支援にあたって、利用者のADL(歩けるかどうかなど、や要介護状態等を考慮し、避難に必要な設備(エレベータやスロー	□ 対応済 □ 要改善	口要改口適切
規則16条三) 法水時の衰弱の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土参災害防止法) 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関 1. 必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 「インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や設備が確保されているか 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか 【着眼点】 「利用者の避難支援にあたって、利用者のADL(歩けるかどうかなど、安要介護状態等を考慮し、避難に必要な設備(エレベータやスローブ等)を確保しているか	コー対応済	口要改口適切
規則16条三) 法水時の意題の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土参災害防止法) 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関 1. 必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 「インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器ペ設備が確保されているか 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか 【着眼点】 利用者の避難支援にあたって、利用者のADL(歩けるかどうかなど、安安/渡状態等を考慮し、避難に必要な設備(エレベータやスローブ等)を確保しているか 「夜間の避難に備えて、電池式照明器具や、利用者が誘導員を識別 夜間の避難に備えて、電池式照明器具や、利用者が誘導員を識別	コー対応済	口要改口適切
規則16条三) 法水時の衰弱の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土参災害防止法) 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関 1. 必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 「インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や設備が確保されているか 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか 【着眼点】 「利用者の避難支援にあたって、利用者のADL(歩けるかどうかなど、安要介護状態等を考慮し、避難に必要な設備(エレベータやスローブ等)を確保しているか	コー対応済	口要改口適切
規則16条三) 法水時の意題の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土参災害防止法) 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関 1. 必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 「インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器ペ設備が確保されているか 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか 【着眼点】 利用者の避難支援にあたって、利用者のADL(歩けるかどうかなど、安安/渡状態等を考慮し、避難に必要な設備(エレベータやスローブ等)を確保しているか 「夜間の避難に備えて、電池式照明器具や、利用者が誘導員を識別 夜間の避難に備えて、電池式照明器具や、利用者が誘導員を識別	□対応済	口要改

	・眼点】 「屋内安全確保(垂直避難)」を行う場合に備え、長時間の浸水に対応できるよう食糧等の備蓄や非常用電源、生活用水等を確保しているか。		
(水防法施行規	女育及び訓練の実施 則則 16条四)法水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項。(土砂災 則則 5条の2四)土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び まな事項		
1.	防災教育や訓練を適切に実施することにしているか	□ 対応済	口適切
	眼点】 防災教育や訓練の実施を指揮する者を定めているか 防災教育や訓練の実施頻度を具体的に定めているか(訓練については原則として年1回以上の頻度で実施することが望ましい) 職員に対して防災教育の機会を提供することとしているか 避難確保計画の内容を職員に周知することとしているか 避難確保計画の内容を職員に周知することとしているか が施設を利用する際に避難確保計画の内容を利用者の家 族に周知することとしているか 情報伝達訓練や避難ルートの確認訓練、資機材の確認訓練、図上 訓練、利用者の避難先への移動訓練など、実施する訓練の種類を 具体的に定めているか 訓練実施の際には、避難支援協力者に組み込まれている消防団や 近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族も参加することにしているか 訓練で得られた教訓を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを実施することにしているか	□ 要改善	□ 要改善
(水防法施行 (自計	K防組織の業務(設置した場合のみ該当) 規則16条五)自衛水防組織の業務に関する事項 自衛水防組織の業務内容の記載の確認) 衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、 画に記載されているか ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□ 対応済	□ 適切
	内部組織(○○班など)を編成する場合、内部組織のそれぞれの業 務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と 統括する者を定めているか		

令和3年5月に災害対策 基本法が改正され、避難 勧告と避難指示が避難指 示へ一本化

入所者・利用者等 の目の触れる場 所に掲示



非常災害対策計画と避難確保計画の比較

計画	非常災害対策計画	避難確保計画
根拠 法令 等	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営 に関する基準 等、各施設・事業所種別の指定 基準(省令)	水防法 土砂災害防止法 津波防災地域づくり法
対象	介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所(訪問系サービスを除く)	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水 想定内に所在し、市町村が作成する地域防災 計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福 祉施設等)
義務	・非常災害対策計画の作成・避難訓練の実施	・避難確保計画の作成及び市町村への提出・避難訓練の実施
計画で定めるべき項目	≪「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」(平成29年1月31日老総発0131第1号、老高発0131第1号、老振発0131第1号、老老発0131第1号)≫・介護保険施設等の立地条件・災害に関する情報の入手方法・災害時の連絡先及び通信手段の確認・避難を開始する時期、判断基準・避難場所・避難場所・避難経路・避難方法・災害時の人員体制、指揮系統	≪要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き≫ ・計画の目的 ・計画の適用範囲 ・防災体制 ・情報収集及び伝達 ・避難の誘導 ・避難確保を図るための施設の整備 ・防災教育及び訓練の実施 ・自衛水防組織の業務(自衛水防組織を設置する場合に限る。)
	・関係機関との連携体制	16

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

・ ・介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて(令和3年6月23日事務連絡 厚 ・生労働省老健局高齢者支援課通知)(抜粋)

災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システムに災害時情報 共有機能を追加

- ■4. 災害時情報共有機能のマニュアルについて
- ●事業所向けマニュアル(被災状況報告編)

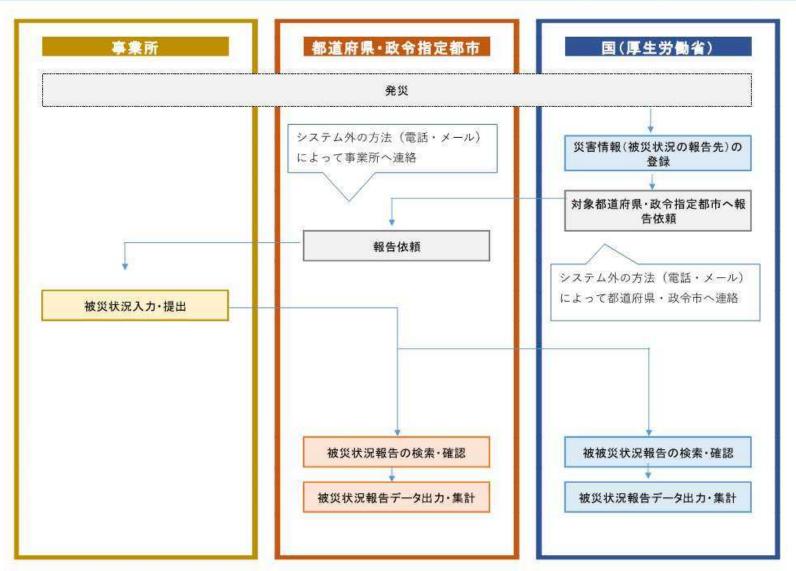
https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action houkoku static help=true

対象施設

- (1)老人短期入所施設
- (3)特別養護老人ホーム
- (5)認知症高齢者グループホーム
- (7)介護老人保健施設
- (9)小規模多機能型居宅介護事業所
- (11)有料老人ホーム

- (2)養護老人ホーム
- (4)軽費老人ホーム
- (6)生活支援ハウス
 - (8)介護医療院
 - (10)看護小規模多機能型居宅介護看護事業所
 - (12)サービス付高齢者向け住宅

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて



高齢者虐待防止の推進

全サービス

○ 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、**虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務**づける。<mark>※令和6年3月31日に努力義務の経過措置が終了</mark>

基準

- 運営基準(省令)に以下を規定
 - ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その 従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催 するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
 - ト記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

〈令和6年度介護報酬改定事項〉

高齢者虐待防止措置未実施減算 (所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設))

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合に減算
- 〇 令和6年度中に国から小規模事業所等における取組事例を周知
- 介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加
- 〇指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を 19 周知し、更なる取組を促す。

高齢者虐待について

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(抜粋)

(基本方針)

第二条

<u>五 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行</u>うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運営規程)

第七条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待の防止)

<u>第三十一条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に</u>掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- <u>三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u>
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

高齢者虐待について

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例(抜粋)

(指定介護老人福祉施設の基準)

第21条

7 指定介護老人福祉施設の従業者は、入所者等に対し、高齢者虐待防止法第2条第5 項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(抜粋)

(定義等)

第2条

- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 一 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第百23号)第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の 義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える 言動を行うこと。
 - 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

身体拘束に関するチェック項目(介護老人福祉施設の場合)

点検事項(着眼点)	関係法令•通知
身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っていないか。	令11-4 解第4-9-(2)
緊急やむを得ず行う場合は、その様態及び時間、その際の入所者の心身の 状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか。	令11-5 解第4-9-(2)
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底しているか。	令11-6 解第4-9-(3)
身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。	令11-6 解第4-9-(4)
介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上及び新規採用時)に実施しているか。	令11-6 解第4-9-(5)
やむを得ず身体拘束をしている場合、家族等に確認をしているか。	令11-4 解第4-9-(2)
身体的拘束を継続する必要性について、代替策の検討、身体拘束廃止に向 けた検証を適正委員会やサービス担当者会議等で定期的に実施しているか。	

介護保険施設における入所者から支払いを受けることができる利用料 ~「日常生活に要する費用」の取扱いについて~

○介護保険施設の利用料等の範囲

 ① 施設介護サービスの利用料(1割~3割負担分)
 ② 居住費、食費
 ホテルコスト
 施設サービス費
 4 その他の日常生活費 (施設サービス・日常生活に通常必要・入所者負担が適当)

⑤ 施設サービスの提供とは関係のない費用

○「その他の日常生活費」について

(1)定義

- ① 入所者又はその家族等の自由な選択に基づく経費
- ② 施設がサービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費
- ※①「自由な選択」であるので、入所者全員から一律に徴収することはできない。
- ※②施設サービス提供と全く関係のない費用(入所個人の嗜好品等)は該当しない。

(2)「その他の日常生活費」受領の基準・方法

- ① 保険給付の対象となるサービスと重複しないこと
- ② あいまいな名目でないこと ※「あいまいな名目」: お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等々
- ③ 入所者又はその家族等の自由な選択に基づくものであり、事前に十分な説明を行い、同意(要書面)を得ていること
- ④ 実費相当額の範囲内であること
- ⑤ 内容と額を運営規程で定め、重要事項として施設内の見やすい場所に掲示すること

(3)「その他の日常生活費」の徴収可能な範囲

- ① 入所者の希望によって、日常生活に必要な身の回り品として施設が提供する場合の費用の場合(介護福祉施設サービス、介護療養施設サービス、特定施設入居者生活介護)
- ※ 最低限必要な日用品のこと(歯ブラシ、シャンプー、タオル等)
- ・ 施設が単価を明示し入所者等の希望に応じて提供

- → 徴収可
- ・ 入所者全員に同じ物を一律に提供し全員から同一金額を徴収 → 徴収不可



すべての入所者からその費用を一律に徴収することは認められない。

- ② 入所者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合の費用の場合(介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス)
- ※ 施設がサービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事に係る材料費等の費用のこと
- ・ 任意のクラブ活動の材料費等

- → 徴収可
- 作業療法等機能訓練の一環としてのクラブ活動、全員参加の行事の費用 → 徴収不可



全員参加の恒例行事など、すべての入所者に一律に提供される教養娯楽に係る費用を徴収することは認められない。

- ※ 一律に徴収される教養娯楽費・共同生活室の共用のテレビ、新聞、雑誌代等
 - ・誕生日会、クリスマス会、月見会等

その他徴収可能な品目(介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス)

- ③ 健康管理費(インフルエンザ予防接種に係る費用等、健康診断は介護報酬の中)
- ④ 預かり金の出納管理に係る費用
- ⑤ 私物の洗濯代(特養は除く)
- (4)「その他日常生活費」と区別される「サービスの提供とは関係のない費用」

個人の嗜好に基づくもので、サービス提供とは関係のない費用については、適正な額による徴収は差し支えない

※個人の趣味、嗜好品、専用の家電製品の電気代、希望者を募って実施する旅行代等

(5)「その他日常生活費」と間違えやすいもの(別途徴収できないもの)

- ① 施設介護サービス費に含まれているもの
 - おむつ代(リハビリパンツ、失禁パンツ等も同様)
 - 私物の洗濯代(特養のみ)
 - 車いす代(既製品で対応できず特注品になる場合は徴収可)
 - ・ 通常の通院送迎費用
 - ・ その他、施設サービスの提供に必要な備品、介護用品
- ② 食事の提供に係る費用に含まれているもの
 - 栄養補助食品
 - ・おやつ

〇日常生活に要する費用に関する国通知

- 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月 30日付け老企第54号)
- ※ 最終改正: 平成28年3月31日付け老推発0331第1号・老高発0331第2号・老振発0331第1号・老老発0331第3号)
- ・ 介護保険施設等における日常生活費等の受領について(平成12年11月16日 付け老振第75号・老健第122号)
 - ※ 最終改正: 平成18年3月31日付け老計発第0331002号・老振発第0331002号・老老発第0331015号)
- ・ 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護 サービス費用について(平成12年3月30日付け老企第52号)
 - ※ 最終改正: 平成27年3月27日付け老介発0327第1号・老高発0327第1号・老振発0327第1号・老老発0327第2号)
- 介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について(平成12年4月 11日付け老振第25号・老健第94号)
 - ※ 最終改正: 平成18年3月31日付け老計発第0331002号・老振発第0331002号・老老発第0331015号)

令和5年度末で経過措置を終了する介護報酬の改定事項について

【重要】令和3年度介護報酬改定において、以下に掲げる6つの改定事項については、<u>令和5年度末</u> (令和6年3月31日)までに経過措置が終了します。

当該経過措置の終了後は義務化されるほか、<u>未実施により減算が発生する場合があります</u>ので、運営 基準等を満たすことができているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いします。

1 感染症対策の強化

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務化。

3 認知症介護基礎研修 の受講の義務付け

認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

5 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

口腔衛生の管理体制を整備し、 入所者ごとの状態に応じた口腔 衛生の管理を行うこと。

2 業務継続に向けた 取組の強化

業務継続に向けた計画等の策定、 研修の実施、訓練(シミュレー ション)の実施等を義務化。

4 高齢者虐待防止の 推進

6 施設系サービスにおける栄養 ケア・マネジメントの充実

入所者の状態に応じた栄養管理 を計画的に行うことを運営基準 に規定。 令和6年度から栄養管理に係る減算が適用

※<u>居宅療養管理指導</u>については、業務継続計画の策定等・虐待の発生又はその再発を防止するための措置の義務付けに係る経過措置期間を3年間延長します。

監査指導事項の主なものについて

1 人員に関する基準

・従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者 との兼務関係等を明確にすること。(特養)

2 運営に関する基準

- ・施設サービス計画について、入所者家族のみの署名により同意を得ていた。入所者に説明 し、同意を得ること。(特養)
- ・身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会や研修を定期的に開催すること。また、 身体拘束を行う場合には、緊急かつやむを得ない事情について、医師が診療録に記載する こと。(老健)
- ・虐待防止のための指針を整備するとともに、指針に基づき、研修を定期的に実施すること。 (特養)
- ・感染症対策委員会について、感染対策の知識を有する幅広い職種により構成し、結果について問知徹底を図ること。(特定施設)
- 運営規程において記録の保存期間が5年ではなく2年となっていた。(特養)
- 事故が発生した場合の対応等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。 (養護)
- ・重要事項説明書の変更があった場合は説明を行い同意を得るとともに、記録を残すこと。 (特養)
- ・事業所の見やすい場所に運営規程の概要や重要事項等を掲示すること。(特養)

3 介護給付費の算定及び取扱い

- ・介護老人福祉施設基準第35条第1項に規定する基準を満たさない場合は、安全管理体制 未実施減算を算定すること。(特養)
- ・個別機能訓練加算の算定について、利用者ごとにその目標、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成すること。(有料)